

別表 違反内容による不利益処分等の方法及び累犯の扱いについて（処分基準4 関係）

	行政指導又は不利益 処分の種類	行政指導又は不利益処分の方法	違反内容	説明	処分内容
1	行政指導 処分基準4（1）ア	文書による指導の他口頭による指導を含む	処分基準3（1）から（14）まで掲げる事項	法の規定に違反している状態又は違反する恐れがある状態（以下「違反等」と言う）を確認した場合	指導
2	警告 処分基準4（1）イ	原則として文書による指導	処分基準3（1）から（14）まで掲げる事項	指導に従わず違反等の状況が継続している場合、若しくは5年以内に同一の違反等を確認した場合	警告
3	不利益処分 業務改善命令 処分基準4（2）ア	処分基準4（1）アの指導に従わず同基準4（2）ア（ア）に該当する違反等の状態となった場合、警告を行わず弁明の機会を付与した上で、業務改善命令を発する	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第6条第1項第1号から第10号までの登録の拒否要件に該当することとなった場合（法第6条第1項第11号及び第12号）	登録者が登録の要件を満たさない状態であるが、業務改善命令により法定代理人または役員が交代することで改善可能であると考えられるもの	業務改善命令
		処分基準4（1）イの警告に従わず同基準4（2）ア（ウ）、（エ）及び（ク）のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第7条第1項、法第8条） ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合（法第16条）	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されないもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令
		処分基準4（1）イの警告に従わず同基準4（2）ア（エ）から（キ）、（ケ）及び（コ）のいずれかに該当する違反等の状態が継続している場合、弁明の機会を付与し、業務改善命令を発する	・業務規程を届出ず、又は虚偽の届出をした場合（法第8条） ・業務規程に利用者の安全の確保等定める事項を定めなかった場合（法第4条第3項、法第6条第1項第16号） ・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかった場合（法第12条） ・気象情報等の収集などを行わなかった場合（法第14条第1項又は第2項） ・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合（法第15条） ・標識を掲示しなかった場合（法第17条第1項） ・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（法第29条第1項）	利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令
		処分基準4（1）アの指導に従わず同基準4（2）ア（イ）に該当する違反等の状態が継続している場合、緊急を要する違反のため弁明の機会を付与せず、警告を行わず、直ちに業務改善命令を発する	・遊漁船業務主任者を選任していない場合（法第6条第1項第14号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第6条第1項第15号に該当することとなった場合）	・利用者の安全の保護に直接係る違反と判断されるもので、業務改善命令により、改善可能であると考えられるもの	業務改善命令

	行政指導又は不利益 処分の種類	行政指導又は不利益処分の方法	違反内容	説明	処分内容
4	事業停止命令 処分基準４（２）イ	処分基準４（２）アの業務改善命令に従わない場合、聴聞を行った上で、事業停止命令を発する	業務改善命令に違反した場合（法第21条第１項第１号）		事業停止 （基準期間） 15日～60日
			・利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合（法第15条） ・標識を掲示しなかった場合（法第17条第１項） ・利用者に対し、漁場における採捕に関する制限等の内容を周知しない場合（法第16条）		事業停止 （基準期間） 15日
			・登録内容又は業務規程の内容に変更があったときに届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第７条第１項、法第８条） ・気象情報等の収集などを行わなかった場合（法第14条第１項又は第２項） ・業務規程に利用者の安全の確保等定める事項を定めなかった場合（法第４条第３項）		事業停止 （基準期間） 30日
			・報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（第29条第１項）		事業停止 （基準期間） 45日
		処分基準４（２）アの業務改善命令に従わない場合、緊急を要する違反のため聴聞を行わず、ただちに事業停止命令を発する	・遊漁船業務主任者に業務を行わせなかった場合（法第12条） ・遊漁船業務主任者を選任していない場合（法第21条第１項第３号に掲げる事由のうち、法第６条第１項第14号に該当することとなった場合） ・保険切れの場合（法第21条第１項第３号に掲げる事由のうち、法第６条第１項第15号に該当することとなった場合）		事業停止 （基準期間） 60日
5	登録の取消 処分基準４（２）ウ	処分基準４（２）イの事業停止命令に従わない場合若しくは、処分基準４ウの（ア）から（ウ）に係る違反等が認められる場合又は、処分基準４（２）アによる業務改善命令に違反して事故に至った場合、聴聞を行った上で登録の取消を行う。	・登録者である未成年者の法定代理人または法人での役員が法第６条第１号から第10号までの登録の拒否要件に該当することとなった場合（法第６条第１項第11号及び第12号）	利用者の安全の保護に直接 係る違反と判断されるもので この法律に基づく命令に違反 した場合若しくは、法第33条又 は第34条の罰則が適用される もの、登録拒否要件に該当す ることとなったとき及び業務改 善命令に違反して事故に至っ た場合	登録取消
			事業停止命令に違反した場合（法第21条第１項第１号）		
			・名義を他人に遊漁船業のため利用させた場合（法第18条第１項） ・遊漁船業を他人にその名において経営させた場合（法第18条第２項） ・不正の手段により遊漁船業者の登録を受けた場合（法第21条第１項第２号） ・第６条第１項第２号又は第８号及び第９号のいずれかに該当することとなった場合		
		処分基準４（２）イの事業停止命令に従わない場合若しくは、処分基準４ウの（ア）から（ウ）に係る違反等が認められる場合又は、処分基準４（２）アによる業務改善命令に違反して事故に至った場合、緊急を要する違反のため聴聞を行わず、ただちに登録の取消を行う。	業務改善命令に違反して事故に至った場合		
6	その他	処分基準による不利益処分ではなく告発することができるもの	・登録を受けないで遊漁船業を営んだ場合（法第３条第１項） ・廃業の届出をしなかった場合（法第10条第１項） ・遊漁船業者以外の者が標識又はこれに類似する標識を掲示した場合（法第17条第２項）		